

【金沢市古紙取扱登録事業者一覧】

(令和6年3月時点)

事業所名	住所	電話/FAX	取扱品目						業者への直接持込	業者への直接持込	営業日/時間	アピールポイント	メール/ホームページURL	金沢市古紙リサイクル推進協議会	石川県廃棄物再生資源事業者登録の有無
			新聞	雑誌・チラシ	雑がみ	段ボール	オフィス用紙 (コピー用紙など)	機密書類							
株式会社石山商店	金沢市駅西本町5丁目1番10号	076-233-3838	○	○	○	○	○	○	○	○	月～金(祝日は除く)	オフィス用紙・機密書類・シュレッダー紙の持込みは受付が必要で営業時間内に限ります。古紙回収ボックスへの自己搬入は年中無休・24時間対応します。	kanesa@sweet.ocn.ne.jp	○	○
		076-233-3839									8:00～17:00				
金沢紙業株式会社	金沢市野町4丁目6番42号	076-243-3711	○	○	○	○	○	○	○	○	水曜日を除く毎日	野町の他に市場店あり。(中央市場近く) 営業日(盆正月除き毎日)	oomori@kanazawa-shigyo.jp	○	○
		076-243-3712									8:00～17:00				
株式会社越村商店	金沢市湊1丁目29番地2	076-238-5339	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日営業	一般古紙、機密書類のリサイクルに関して、多彩なサービスをご提案します。	info@koshi.co.jp	○	○
		076-238-5314									8:30～17:30				
株式会社中部資源再開発	金沢市湊1-55-16	076-238-3262	○	○	○	○	○	×	○	○	月～土・祝日		shigen@viola.ocn.ne.jp	○	○
		076-238-6992									8:00～17:00				
株式会社兼六リサイクルシステムズ	金沢市湊1丁目49番地	076-239-1408	○	○	○	○	○	○	○	○	月～土(祝日は除く)	フライングマークを認証取得。 情報漏洩対策に努めてまいります。	recycle@kenroku-r.jp	○	
		076-239-1409									月～金(8:00～17:00) 土(8:00～12:00)				
加藤東一商店	金沢市芳青1丁目6番21号	076-221-0386	○	○	○	○	○	×	○	○	月～土(祝日は除く)			○	
		076-235-4215									8:00～17:00				
株式会社太陽紙業金沢	金沢市八日市出町817番地	076-240-9889	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日営業	エコボックスを中心にオフィス雑がみの回収。 シュレッダーの持込みは事務所で対応します。	taivou-kanazawa@koshisaisei.jp	○	
		076-240-7220									月～土(8:00～17:00) 日・祝(8:00～12:00)				
玉谷商店	金沢市御影町10-1	076-241-0790	○	○	○	○	○	○	○	○	月～土(祝日は除く)			○	
		076-241-0797									7:00～17:00				
林商店	金沢市末町9-47-40	076-229-2516	○	○	○	○	○	×	○	×	月～金(祝日は除く)			○	
		076-229-2516									9:00～17:00				
株式会社ヨシダ 金沢営業所	金沢市広岡2丁目3番23号	076-261-4595	○	○	○	○	○	○	○	○	月～土(祝日は除く)			○	
		076-261-5910									8:00～17:00				
株式会社兼子	白山市竹松町727-1	076-275-0588	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日営業	取りにクルリサイクル「クル・クル」で おなじみの(株)兼子です。各種回収 うけたまわります。直接のお持ち込み も大歓迎です。ISO27001認証取 得。	http://www.k-kaneko.com	○	
		076-275-0589									8:00～17:00				
大松商事株式会社 金沢営業所	金沢市神谷内121-1	076-225-8280	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日営業	金沢市内の回収は可能な限り、当日 お伺いいたします。(天候、交通状況 により難しい場合がございます。)お 気軽にご連絡ください。	daimatsukanazawa@wing.ocn.ne.jp	○	
		076-225-8480									8:00～18:00				

※金沢市古紙リサイクル推進協議会員とは金沢市の廃棄物減量化における古紙リサイクルの推進に協力することを目的とした組織会員です。

※石川県廃棄物再生資源事業者とは、廃掃法第20条の2に規定する厳しい基準を元に石川県知事の登録を受けた事業者のことで。

※品目や引き渡し量、回収、持込等の条件によって「有料」「無料」「有価で買取」のいずれかになります。詳しくは各事業者へお問い合わせください。

※雑がみとは、新聞・雑誌・チラシ・段ボール以外の封筒、菓子箱等の紙箱、紙袋などのことです。